

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

北見地方木材協同組合連合会

平成20年3月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 北見地方木材協同組合連合会の概要・主な確認資料

II . 審査経過

III . 審査における判定事由書

I. 北見地方木材協同組合連合会の概要

1. 申請者名称 北見地方木材協同組合連合会
会長 佐藤 教誘
(所在地) 北海道北見市北4条東2丁目11丁目
2. 認定事業体 北見地方木材協同組合連合会
3. 事業内容・業種 素材販売業

4. 沿革・概要

北見地方木材協同組合連合会は、網走支庁管内(北見市、網走市、紋別市を含む)において林業、木材・木製品製造業、建築材料卸売業、建築材料小売業を行う事業者で組織する協同組合である。

中心的な業務は、北海道森林管理局の販売業務受託(別紙フロー図)及び、民有林優良素材委託販売で、平成18年度の素材委託販売総量は、78,412 m³であった。

今回のSGEC事業体認定への取組は、網走支庁管内の国有林等でSGEC森林認証の取り組みが進んでいることから、流域のSGEC認証材の適正な分別・表示と流通に指導的な役割を担おうとするものである。

【北見地方木材協同組合連合会の沿革・概要】

| | |
|-------------|--|
| 昭和37年6月1日 | 協同組合法に基づき、網走支庁管内15市町村の地域協同組合参加により連合会設立 |
| 昭和37年6月18日 | 丸瀬布営林署が廃止した製材工場を貸付契約し操業開始 |
| 昭和43年9月30日 | 借受契約していた工場を購入 |
| 昭和48年7月7日 | 第1回北見産優良素材展示即売会開催、以来、毎年実施 (平成18年に74回即売会実施、19年は良材が無く未実施) |
| 昭和57年11月30日 | 製材工場廃止 |
| 平成15年7月24日 | 第1回国有林素材受託販売開催、以来、毎年実施 (平成18年は6月から平成19年1月まで8回開催) |
| 平成20年2月現在 | 組合員数8協同組合(54社) 出資金総額 6,700,000円 |

- 売上高 : 741,112,890円 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)
- 素材販売総量 : 78,412 m³ (平成18年4月1日～平成19年3月31日)
- 事業所数 : 連合会事務所1箇所
- 従業員数 : 会長1名 副会長3名 理事16名 事務員1名
(専従者 専務理事、事務員の2名)

5. 分別・表示管理体制

北見地方木材協同組合連合会の中心的な業務である国有林などの「素材販売業務委託」は、国有林などで生産された素材(主に B 材)の山土場販売を代行するというもので、生産林の山土場に集積された素材の検収→明細書作成→入札案内の送付→物件表示と管理→入札執行→販売代金回収の代行→搬出確認までを受託するという形態である。

山土場は借用となるものの、対象林内の山土場での販売であるため、入札物件は、椋ごと速やかに搬出され、他の林分の生産材が混入することはない。

借用土場で不定期に行われる優良材展示市についても、委託販売であるため、出所が不明となることはない。

認証林産物を本格的に扱うに際して「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「認証林産物の分別・表示管理計画書」、「認証林産物の分別・表示管理体制」を作成し、「SGEC 認証森林から産出された林産物と、それ以外の林産物が受入・保管・販売物件引渡しの過程で混在しないように分別管理を担当する認証林産物管理責任者を配置し、適正な管理体制を確立するとともに、帳簿類を作成し保管するものとする」とし、分別・表示管理の徹底を図っている。

なお、保管・管理中は SGEC 認証林産物であることが第 3 者にも識別できるように物件別に表示板で表示することとしている。

【主な確認資料】

- ・ 北見地方木材協同組合連合会定款
- ・ 平成 19 年度総会資料
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理計画書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理体制
- ・ H19 年度販売業務委託に関わる企画提案書(北見地方木協連)
- ・ 北見地方木協連一般素材入札物件明細書
- ・ 国有林野の産物販売委託契約書
- ・ H18 年度合法木材入出荷整理簿

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧

1. 北見地方木材協同組合連合会の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会・認証審査センターの児島裕、野田昭一の2名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成20年2月14日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム運営規程及び実施要領説明
2. 全林協の審査手順についての説明
3. 審査申込書の受付、関連資料の確認

【認定審査】

平成20年3月17日／書類確認及び現地確認

(場 所)

北見地方木材協同組合連合会事務所

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会審査員 児島 裕

(出席者)

北見地方木材協同組合連合会

専務理事 太田 達

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 事務所において事業の概要、現行の販売受託事業における素材の受入、選別、保管、出荷における木材の流れ、および受け入れ・管理の仕組み等について、聞き取り。
3. 事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・加工、出荷管理計画、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
4. SGEC 分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について追加事項説明を行うとともに遵守意志を確認した。

【審査判定】

平成20年3月21日／審査委員会

「認定審査」に基づいた審査結果を審査委員に報告し、審査判定を行った。

(委員名)

| | |
|---------------------|-------|
| 元東京大学教授・農学博士 | 山根 明臣 |
| 元東京農業大学教授・農学博士 | 河原 輝彦 |
| 木構造振興株式会社専務取締役・農学博士 | 西村 勝美 |
| 東京農工大学教授・農学博士 | 土屋 俊幸 |
| (社)林木育種協会理事長 | 真柴 孝司 |

(事務局)

| | |
|--------------------|-------|
| (社)全国林業改良普及協会 専務理事 | 渡辺 政一 |
| 同 認証審査センター | 児島 裕 |
| 同 認証審査センター | 野田 昭一 |

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、入荷・出荷管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 北見地方木材協同組合連合会の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、「北見地方木材協同組合連合会審査判定表」の 10 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいた「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、北見地方木材協同組合連合会は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. 認証林産物の分別・表示管理の徹底を図るため、関係者に対し、分別・表示管理に関する十分な普及・PRを図ること。
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である
持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

北見地方木材協同組合連合会は、昭和 37 年に協同組合法の相互扶助の精神に基づいて設立された地域協同組合の連合会である。

網走支庁管内(北見市、網走市、紋別市を含む)において林業、木材・木製品製造業、建築材料卸売業、建築材料小売業を行う事業者で組織され、運営されている事業体である。

1-2 / 妥当である
経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である
認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

組合員の取り扱う木材の共同購入、共同生産等を事業目的の第一に掲げる協同組合であり、SGEC 認定事業体としての事業目的及び内容を備えている。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

現在の中心的な業務は、昨年末に森林認証を取得した網走西部森林計画区国有林など、北海道森林管理局の販売業務受託であり、平成18年度の素材委託販売総量は、77,565 m³であった。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

今回のSGEC事業体認定への取組は、地元網走支庁管内の国有林等でSGEC森林認証の取り組みが進んできていることから、先行する地域の認定事業体とともに、SGEC認証材の適正な分別・表示と流通の一翼を担い、オホーツク産森林認証材のブランド化の主導的な役割を担おうとするものである。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

認証林産物を本格的に扱うに際して「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「認証林産物の分別・表示管理計画書」、「認証林産物の分別・表示管理体制」を作成し、「SGEC認証森林から産出された林産物と、それ以外の林産物が受入・保管・販売物件引渡しの過程で混在しないように分別管理を担当する認証林産物管理責任者を配置し、適正な管理体制を確立するとともに、帳簿類を作成し保管するものとする」とし、分別・表示管理の徹底を図っている。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

北見地方木材協同組合連合会の中心的な業務である国有林などの「素材販売業務委託」は、国有林などで生産された素材(主にB材)の山土場販売を代行するというもので、生産林の山土場に集積された素材の検収→明細書作成→入札案内の送付→物件表示と管理→入札執行→販売代金回収の代行→搬出確認までを受託するという形態である。

山土場は借用となるものの、対象林内の山土場での販売であるため、入札物件は、椋ごと速やかに搬出され、他の林分の生産材が混入することはない。

借用土場で不定期に行われる優良材展示市についても、委託販売であるため、出所が不明となることはない。

なお、保管・管理中は SGEC 認証林産物であることが第 3 者にも識別できるよう物件別に表示板で表示することとしている。

以上のような分別・表示管理の徹底及び管理体制が整えられていることを確認した。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

分別・表示管理を担当する認証林産物管理責任者を設置し、「SGEC 森林認証、分別・表示の趣旨の徹底を図るとともに、必要に応じ適宜内部検査を行い、検査内容について記録する。」こととしている。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。

認定取得後は、認証林産物の専用台帳を作成し、素材産地（国有林委託署・森林事務所別）、販売先・販売数量等認証材の履歴を記録するとともに、帳票類を 5 年間保存し、認証林産物の流通・情報交換、開示に備えることとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

国有林材等の委託販売では「販売結果報告」及び「引渡物件搬出済報告」の提出が義務づけられており、受託林産物の数量管理が厳密に行われていることを確認した。